

回 答 書

「災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（測量・地質調査・調査検討・設計）」の公募に関する質問回答について

令和6年5月31日

関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所長

質問	回答
公告「5. 審査基準 (1)企業の業務実績」によりますと、業務実績を有する発注者は「国、都道府県」となっております。 「独立行政法人水資源機構」は「国、都道府県」に準ずる組織として業務実績の発注者になり得ると考えてよろしいでしょうか。	「独立行政法人水資源機構」は「国、都道府県」に準ずる組織として業務実績の発注者として取り扱います。 また、特殊法人は「国、都道府県」に準ずる組織として業務実績の発注者として取り扱います。 「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。 ・国際空港(株): 新関西、成田 ・高速道路(株): 東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神 ・中間貯蔵・環境安全事業(株) ・沖縄科学技術大学院大学学園 ・日本中央競馬会 ・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、 日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構 ・独立行政法人空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構 (日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む) ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等